

第1章 総則

第1条 名 称

本クラブは、「Saroma English Club」(略称：SEC、以下「本クラブ」という)と称する。

第2条 事務局

本クラブの事務局は、佐呂間町教育委員会内に置く。

第3条 目的・理念

本クラブは、日常的な英会話や異文化体験を通じて、生徒の国際理解を深め、コミュニケーション能力を育成することを目的とし、学校の垣根を超えた交流の場を提供し、地域における豊かな文化活動の機会を確保する。

第2章 会員

第4条 入会資格

佐呂間町内の中学生および高校生を対象とし、本クラブの目的に賛同し、所定の入会手続きを完了した生徒を会員とする。

第5条 遵守事項

会員は、活動場所となる施設の規則を遵守し、指導者の指示に従って秩序ある活動を行わなければならない。

第3章 運営と活動ルール、組織

第6条 活動内容

本クラブは、以下の活動を行う。

(1)日常英会話の練習

(2)パーマ市の文化・授業体験

(3)オンライン会議システム（Zoom 等）を活用した海外との交流

※その他、目的に付随する国際交流活動等

※資格取得等に向けた個別指導

第7条 活動日時および場所

活動日は週1～2回程度とし、活動時間は16時から17時半まで（1時間半程度）とする。

活動場所は、佐呂間コミセンとする。

第8条 指導体制

講師は、佐呂間町教育委員会が任用するALT（外国語指導助手）が担当する。

指導はALTの職務（勤務時間内）として行い、会員からの指導料は徴収しない。

指導者は、生徒への暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為を一切行ってはならない。

第9条 保護者会

本クラブの運営を支援するため、事務局に保護者会をおく。

保護者会は、会員の保護者全員により組織し、会員の保護者の中から代表を1名互選する。

代表は、運営を支援する。

代表の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 安全管理と費用

第10条 安全確保および事故対応

活動中の怪我や事故に備え、会員はスポーツ安全保険等の保険に加入しなければならない。

事故等が発生した場合は、速やかに事務局および保護者へ連絡し、適切な応急処置を講じる。

第11条 事故の免責

活動中（往復時を含む）の事故・負傷については、本クラブは応急処置を行うとともに、加入する保険の範囲内で対応するものとする。ただし、本クラブ又は指導者に故意又は重大な過失がある場合を除き、それ以上の責任は負わないものとする。

第12条 費用

本クラブの入会金および月謝は無料とする。ただし、教材費の実費や保険料については、会員の負担とすることができる。

第5章 組織

第13条 運営主体

本クラブの運営責任者は、佐呂間町教育委員会教育長とする。事務局は、佐呂間町教育委員会教育魅力化推進室が担い、活動の企画、会員管理、施設との調整を行う。

第14条 学校との連携

会員が在籍する中学校および高校に対し、活動状況について必要に応じて情報共有を行う。

第6章 雑則

第15条 個人情報の取扱い

会員の個人情報は、クラブ運営に必要な範囲内でのみ利用する。個人情報は適切に管理し、第三者へ提供しないものとする。ただし、保険手続き、行政機関への報告等、必要な場合を除く。活動中の写真・動画を公式 SNS や広報物に使用する場合、あらかじめ保護者の同意を得るものとする。

附 則

本規約は、令和8年5月26日より施行する。

Saroma English Club (SEC) 活動方針（運営計画）

1. 活動の目的・理念（教育的意義の継承・発展）

- ・国際感覚の醸成：ALT との交流を通じ、生きた英語に触れることで、中高生の異文化理解とコミュニケーション能力を育成します。
- ・幅広い活動機会の保障：学校の部活動の枠を超え、町内の中高生が希望に応じて主体的に参加できる文化活動の場を提供します。
- ・地域展開のモデル化：町教育委員会が直接運営し、既存の地域資源（ALT）を有効活用することで、少子化に対応した持続可能な活動形態を目指します。

2. 活動計画（適切な活動時間と休養日の設定）

- ・活動頻度：週2回（原則として毎週水曜日及び金曜日）
- ・活動時間：16:00 ～ 17:30（1時間半程度）

3. 指導体制と安全管理（適切な指導・安全確保）

- ・指導者：佐呂間町教育委員会任用のALTが担当します。
- ・指導者は、町が定める不適切行為防止に関する研修を受講し、「認定地域クラブ活動指導者」として登録を行います。
- ・暴力・暴言・ハラスメントを一切容認しない指導を徹底します。

安全確保：

- ・活動場所の事前点検を行い、安全な環境を維持します。
- ・参加生徒および指導者は「スポーツ安全保険」等に参加し、万が一の事故に備えます。
- ・緊急時の連絡体制（町教委・保護者・学校）を整備し、迅速な対応を可能にします。

4. 運営体制と費用（適切な運営・低廉な参加費）

- ・運営主体：佐呂間町教育委員会（直接運営）
- ・参加費：無料（ALTの勤務時間内活動のため、指導料は徴収しません）

※教材費の実費が発生する場合は、あらかじめ保護者に明示し、同意を得るものとします。

5. 学校等との連携

情報共有：生徒の参加状況や活動中の様子について、在籍する中学校および高校と定期的に情報交換を行います。